

# 兵庫県公報

令和7年12月1日 月曜日 第4号外

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 規 則

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課） ..... 1

### 公布された法令のあらまし

#### ◎災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第43号）

災害救助法による救助の程度等の基準を定める内閣府告示の一部改正等に伴い、被災者に対する救助の程度等について所要の整備を行うこととした。

### 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月1日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県規則第43号

### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所の供与の項2中「、天幕の借上費」を削り、「設置費」の右に「（法第4条第2項の避難所にあっては、建物の使用謝金及び光熱水費）」を加え、「350円」を「360円」に改め、同項5中「7日以内」の右に「（法第4条第2項の避難所にあっては、供与の日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなるまで（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合にあっては、法第2条第2項の規定による救助を終了し、同条第1項の規定による救助を行う旨の公示がされるまで））」を加え、同表応急仮設住宅の供与の項2中「6,883,000円」を「7,089,000円」に改め、同表炊き出しその他のによる食品の給与の項2中「1,330円」を「1,390円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 20,300	円 26,100	円 38,700	円 46,200	円 58,500	58,500円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに8,500円を加算した額
冬 季	円 33,700	円 43,500	円 60,600	円 70,900	円 89,300	89,300円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに12,300円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 6,700	円 8,900	円 13,400	円 16,300	円 20,500	20,500円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,900円を加算した額
冬 季	円 10,700	円 14,000	円 19,900	円 23,600	円 29,800	29,800円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,900円を加算した額

別表第1 被災した住宅の応急修理の項3中「51,500円」を「53,900円」に改め、同項7(1)中「717,000円」を「739,000円」に改め、同項7(2)中「348,000円」を「358,000円」に改め、同表生業に必要な資金の貸与の項1中「世帯主で」を「世帯に属する者であって」に改め、同項5(3)を削り、同表学用品の

給与の項3(2)ア中「5,200円」を「5,500円」に改め、同項3(2)イ中「5,500円」を「5,800円」に改め、同項3(2)ウ中「6,000円」を「6,300円」に改め、同表埋葬の項3中「226,100円」を「232,200円」に、「180,800円」を「185,700円」に改め、同表死体の処理の項3(1)中「3,600円」を「3,700円」に改め、同項3(2)中「5,700円」を「5,900円」に改め、同表障害物の除去の項2中「140,000円」を「143,900円」に改め、同表救助のための輸送の項1(1)及び救助のための賃金職員等の雇用の項1(1)中「被災者」の右に「(法第4条第2項の救助にあっては、避難者)」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- この規則による改正後の災害救助に関する手続等を定める規則の規定は、令和7年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。